

下松市スポーツ賞等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ大会において特に優秀な成績を収めた者又はスポーツの発展に貢献し、特にその功績が顕著であった者を、下松市スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）又は下松市少年スポーツ賞（以下「少年スポーツ賞」という。）をもって表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツ大会」とは、予選、選考又は選抜を経て参加することができるスポーツ競技の大会で、親善、交流、レクリエーション等を目的としないものをいう。

(表彰の対象)

第3条 スポーツ賞の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市に住所を有し、又は市内に在学し、若しくは在勤している者。

ただし、次条第1項第1号の特別栄誉賞については、市出身の者及び市にゆかりのある者を含むものとする。

(2) 下松市スポーツ協会の加盟団体に在籍している者

(3) その他特に表彰に値すると市長が認めた者

2 少年スポーツ賞の対象となる者は、市に住所を有する小学校5・6年の児童又は中学校若しくは高等学校、高等専門学校1年から3年までの生徒とする。ただし、スポーツ賞の受賞者を除く。

(表彰の種類)

第4条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 特別栄誉賞

(2) 栄誉賞

(3) 最優秀賞

(4) 功労賞

2 少年スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 優秀賞

(2) 敢闘賞

(3) 奨励賞

(スポーツ賞の表彰基準)

第5条 スポーツ賞の表彰の基準は、別表1のとおりとする。

2 過去にスポーツ賞を受賞した者について、同一競技においては、同一種類のスポーツ賞に係る前項の基準を再度満たした場合であっても表彰の対象としないものとする。ただし、進学、就職等により受賞時と

の状況に異動がある場合は、この限りではない。

3 少年スポーツ賞の表彰の基準は、別表2のとおりとする。

(推薦委員会)

第6条 スポーツ賞及び少年スポーツ賞(以下「スポーツ賞等」という。)

受賞候補者を推薦するため、下松市スポーツ賞推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を置く。

2 推薦委員会は、7人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から市長が選任する。

(1) 小学校体育連盟下松支部

(2) 中学校体育連盟下松支部

(3) 高等学校体育連盟下松支部

(4) 下松市スポーツ協会

(5) その他市長が特に必要と認める者

4 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

5 推薦委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

6 推薦委員会の庶務は、下松市〇〇〇〇〇課において処理する。

(受賞候補者に係る書類の提出)

第7条 第5条の基準を満たす者があるときは、小中学校若しくは高等学校、高等専門学校、高等専門学校の校長又は下松市スポーツ協会若しくはその加盟団体の代表者は、あらかじめ決められた期日までに、スポーツ大会における成績を証明する書類の写しを添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を推薦委員会に提出するものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる賞 個人にあっては別記第1号様式、団体にあっては別記第2号様式

(2) 第4条第1項第4号に掲げる賞 別記第3号様式

(3) 第4条第2項に掲げる賞 別記第4号様式

(受賞者の決定)

第8条 スポーツ賞等の受賞者は、推薦委員会が推薦した者のうちから市長が決定する。

(授与の時期)

第9条 スポーツ賞等は、前年の1月1日から12月31日までの期間に収めた最高成績に基づき、原則として、毎年2月に授与を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ賞等の表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

表彰の種類	表彰の基準
特別栄誉賞	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック競技大会等に出場した者 ・市長が表彰することを特に認めた者
栄誉賞	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大会に出場した者 ・市長が表彰することを特に認めた者
最優秀賞	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会に出場し、3位までに入賞した者
功労賞	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上で、次のいずれかに該当する者 ・本市のスポーツの発展に尽くし、その功労が顕著な者 ・優秀なスポーツ選手の指導・育成に功績があったと認められる者 ・下松市スポーツ協会又はその加盟団体等のために永年尽力し、その功労が顕著な者 ・市長が表彰することを特に認めた者
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オリンピック競技大会等とは、オリンピック、パラリンピックその他これらに相当する大会をいう。 2 国際大会とは、次に掲げる大会をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会において、国際総合競技大会として公認されている大会 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体（中央競技団体に限る。）が選手を派遣する大会 3 全国大会とは、山口県大会、中国大会等における成績等により出場資格を得ることができる大会で、次に掲げる大会をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民体育大会 (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体が主催する大会 (3) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催する大会 (4) 一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催する体育大会 (5) 前各号に掲げる大会に準ずる大会であると市長が認めた大会 	

別表 2 (第 5 条関係)

表彰の種類	表彰の基準
優秀賞	全国大会に出場した小学校 5・6 年の児童又は中学校若しくは高等学校、高等専門学校 1 年から 3 年までの生徒で、4 位以下の成績を収めた者
敢闘賞	小学校 5・6 年の児童又は中学校若しくは高等学校、高等専門学校 1 年から 3 年までの生徒を対象とするスポーツ大会で、中国大会において 3 位までに入賞した者
奨励賞	小学校 5・6 年の児童及び中学校の生徒を対象とするスポーツ大会で、山口県大会又は東部山口県大会において 3 位までに入賞した者
<p>備考</p> <p>1 全国大会とは、山口県大会、中国大会等における成績等により出場資格を得ることができる大会で、次に掲げる大会をいう。</p> <p>(1) 国民体育大会</p> <p>(2) 公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体が主催する大会</p> <p>(3) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催する大会</p> <p>(4) 一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催する体育大会</p> <p>(5) 前各号に掲げる大会に準ずる大会であると市長が認めた大会</p>	